

# 被災者生活再建支援制度の見直しについて

【提案先】 内閣府

## 1. 提案内容

### (1) 適用要件の緩和

- 制度の対象となる自然災害の適用要件の緩和（基準の引き下げ）
- 同一災害による被災世帯への支援金支給の不均衡の是正

### (2) 適用対象の拡大

- 制度の対象となる被災世帯を、全壊世帯、大規模半壊世帯に加え、半壊世帯および床上浸水世帯にも拡大

## 2. 提案の理由

### (1) 適用要件の緩和

- 現行制度では、対象とする自然災害の適用基準が高く、他府県で制度の対象となっている同じ災害であっても、被害件数が基準に満たないと支援を受けられない状況
- 現行制度の適用範囲は、市町村または都道府県単位の被害規模によって決定されるため、同じ災害による住宅全壊被害でも被害件数と自治体の規模によって、支給される場合と支給されない場合があるという不均衡が生じる状況

### (2) 適用対象の拡大

- 半壊被害や床上浸水被害であっても生活基盤に大きな損害を与え、生活再建のためには多額の費用が必要になることから、半壊および床上浸水世帯を制度の対象となる被災世帯とし、生活再建支援をする必要がある
- 現行制度では半壊および床上浸水の被害が支援対象になっていないため、地方自治体が生活再建支援をする場合の負担が大きいことから見直しを求める

## (本県の取組状況と課題)

(1) 平成 25 年台風第 18 号により、三府県に特別警報が発表された同一災害であるにも関わらず、被災者生活再建支援制度が適用される地域とされない地域があるという不均衡が生じている。

平成 25 年台風第 18 号による被害・適用状況

特別警報が発表された府県		
京都府	福井県	滋賀県
被害状況		被害状況(平成 26 年 9 月時点)
<u>支援法施行令第 1 条第 1 号により適用</u>  <b>【床上浸水世帯数】【滅失世帯数】</b> 京都市 550 世帯 = 183 世帯 福知山市 550 世帯 = 183 世帯 舞鶴市 264 世帯 = 88 世帯	<u>支援法施行令第 1 条第 6 号により適用</u>  <b>【全壊世帯数】</b> 小浜市 2 世帯 美浜町 3 世帯	<b>【全壊】 9 世帯</b> 大津市 4 世帯 近江八幡市 1 世帯 栗東市 4 世帯 <b>適用要件を満たさない</b> <hr/> <b>【大規模半壊】 11 世帯</b> <b>【半壊】 229 世帯</b> <b>【床上浸水】 38 世帯</b>
被災者生活再建支援制度の適用 <b>あり</b>		<b>適用 なし</b>

平成 25 年台風第 18 号による災害を受け、  
滋賀県独自の被災者生活再建支援を実施(県 10/10 負担)

(2) 国の被災者生活再建支援制度と県独自の被災者生活再建支援制度との比較

支援金制度	基本的な考え方	対象とする自然災害の規模	最大支給額 万円 ( )は基礎支援金額(内数)				
			全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水
国	被災者生活再建支援法	10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等	300 (100)	300 (100)	250 (50)	対象としていない	
滋賀県	被災者生活再建支援法が適用されない自然災害	平成25年台風第18号による災害	300 (100)	300 (100)	250 (50)	135 (35)	50 (25)

恒久制度を検討中(県 2/3 負担)

支援金制度	基本的な考え方	対象とする自然災害の規模	最大支給額 万円 ( )は基礎支援金額(内数)				
			全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水
滋賀県	被災者生活再建支援法が適用されない自然災害	県内で5世帯以上の住宅が全壊した災害または知事と被災市町長の協議により対象とした災害	300 (100)	300 (100)	250 (50)	110 (35)	50 (25)